

流山市農業委員会
令和8年第7回
総会議事録

令和8年7月13日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和8年第7回総会議事録

1 期 日 令和8年7月13日(月)

2 場 所 流山市役所第301会議室

3 議 長 名 水代 啓司

4 署名委員 1番 鈴田 徹

2番 矢口 優子

5 出席農業委員(委員10名)

1番 鈴田 徹

2番 矢口 優子

3番 池田 操代

5番 鈴木 亨

6番 金子 孝博

7番 中嶋 清

8番 小菅 康男

9番 石井 保

10番 岡田 長政

12番 水代 啓司

6 欠席農業委員(委員2名)

4番 金子 文雄

11番 山崎 日出男

7 出席農地利用最適化推進委員(委員3名)

1地区 藍川 治助

2地区 森田 元彦

2地区 海老原 節雄

8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)

9 書記名 事務局主任主事

窪田 優成

10 事務局 事務局長

秋元 忠勝

事務局次長

染谷 晃

事務局次長補佐

水落 朋子

事務局会計年度任用職員 斉藤 恒夫

11 会議目次

議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請について	1
議案第30号	農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	5
議案第31号	農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)	6
議案第32号	農用地利用集積等促進計画の決定について	9
議案第33号	生産緑地地区追加指定に係る意見について	11
報告第23号	生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	12
報告第24号	電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について	13
報告第25号	転用許可に伴う工事完了の報告について	13
報告第26号	専決処理の報告について	14

▲開会 午後4時00分

○水代会長 ただ今から令和8年第7回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より 3名出席していることを、報告いたします。

なお、4番 金子文雄委員、11番 山崎委員から欠席の旨、届出がありましたので、報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

1番 鈴田委員、2番 矢口委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主任主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件は、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第33号「生産緑地地区追加指定に係る意見について」までの5議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第23号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第26号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第29号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和8年7月13日提出

今月の申請は8件です。

議案1番から7番の権利者が同一のため一括して御説明します。

権利者は野田市今上に所在する法人で、職業は農業です。

申請地は、西深井の現況畑30筆 合計面積13,278.28平方メートルです。

議案案内図は、1ページにございますので、併せて御参照ください。

申請事由は、経営規模拡大のため、売買にて所有権を取得するものです。

農地所有適格法人となりますので、別紙でお配りしているA4横の資料で、法人の名称が書かれた資料を御覧ください。

農地所有適格法人については、4つの要件を満たす必要があります。

1つ目が法人形態要件です。

申請者の法人は非公開の株式会社です。

2つ目が事業要件です。主たる事業が農業である必要がありますが、過去3年間の売上げの過半が農業に関連するものでした。

3つ目が議決権要件です。

農業関係者が総議決権の過半を占めることとなっていますが、申請者の総議決権数は100で、その内51が農業者で所有しています。

4つ目が役員要件です。

役員の過半が農業に常時従事する構成員であることと、役員または重要な使用人が1人以上農作業に従事することとなっておりますが、代表取締役と取締役が4名おり、その内3名が農業に常時従事しています。

そのため、4つの要件は満たしております。

次に議案書3ページを御覧ください。

8番の権利者は、流山市平方にお住まいの方です。

申請地は、平方の現況畑1筆 面積119平方メートルです。

議案案内図は、2ページにございますので、併せて御参照ください

申請事由は、義務者の体調不良により農業従事が困難となったため、共有者の1人に持分を移転しようとするものです。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は8件です。

本案については、現地調査および権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

はじめに1番から7番について、権利者が同一のため一括して御報告いたします。

申請地は、東武野田線運河駅の西約2.2キロメートルに位置している現況畑30筆 合計面積13,278.28平方メートルです。

申請理由につきましては、権利者が休耕状態だった申請地を、令和6年12月に一時転用の許可を取得し、令和8年3月に農地造成が完了したことから、売買により所有権を取得するものです。

申請地は、投影している写真のとおりとなっております。

売買価格については、全体で約398万円です。

農地所有適格法人としての要件は、先ほど事務局から説明があったとおりで、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件について各要件を満たしていることを確認しています。

権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は野田市で約7.4ヘクタールです。

所有する農機具は、トラクター2台、コンバイン2台、田植え機2台です。

農業従事者は5名です。

また、ヒアリングの最後には、農地所有適格法人として、毎年事業の報告を行うことや、地域の農業者とトラブルが無いよう農業をすることについての確認を行い、承知している旨の回答を得ています。

次に8番について、御報告いたします。

申請地は、東武野田線江戸川台駅の西約1.2キロメートルに位置している現況畑1筆 面積119平方メートルです。

権利の種類は、売買による所有権の移転です。

申請理由につきましては、弟である義務者が体調不良により、農業従事が困難となったため、実質的な耕作者である兄の権利者へ持分を移転しようとするものです。

権利者については、年齢は61歳で、農業従事日数は100日、農業従事者は2名です。

もう1名の従事者は権利者の兄で、農業従事日数は50日であることから、日数の要件は満たしています。

現地の状況は、投影している写真のとおり作付け済みです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、農地所有適格法人の要件を満たしていること、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れること、また、農業従事日数を満たしていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆10番(岡田委員) 1番から7番についてですが、議案審査会において、法人の売上の内訳について確認することとしていましたが、その結果はどうでしたか。

◎事務局(染谷次長) 農地を取得できる農地所有適格法人の要件の1つとして、売上の過半が農業であることとなっています。

令和4年5月から令和5年4月までの売上が743万円で、その内訳は、農業収入が734万円、その他収入が9万円でした。

令和5年5月から令和6年4月までの売上が682万円で、その内訳は、農業収入が673万円、その他収入が9万円でした。

令和6年5月から令和7年4月までの売上が710万5千円で、その内訳は、農業収入が685万円、その他収入が25万5千円でした。

この3年間について、売り上げの過半を農業収入が占めていたので、問題ありませんでした。

その後、決算の時期を変更したため、令和7年5月から8月までの売上が3,067万8千円、その内訳は、農業収入が3万4千円、その他収入が3,064万4千円でした。

令和7年9月から令和8年8月までの決算はまだ出ていないということで、確認できませんでした。

小委員会で、事業年度を変更した理由を確認したところ、税理士の都合によるものという回答でした。

また、その他収入の3,064万4千円については、別法人との共同出資事業に係る当該法人からの運営資金という説明でした。

◆6番(金子孝博委員) その他収入の3,064万4千円について、私は埋め立てに対するお金だと思います。

土地の売買価格は1反30万円で、あまりにも安すぎるので、地権者に少しでも還元してもよいのではないかと考えます。

また、決算時期の変更理由やその他収入の内容を勘案すると、果たして農地所有適格法人として信用していいのかどうか疑問です。

◎事務局(染谷次長) 土地の売買価格は1平方メートル当たり300円で非常に安い価格ですが、相対の売買契約に基づくものなので、それについて意見を言える内容ではありません。

農地法第3条については、農地を耕作できるかどうか許可の要件となっていますので、その観点から審査することも重要と考えています。

また、令和7年5月から8月までの決算についても不可解なところがありますが、国の通知では一時的なものであり、要件を再び充足すると見込まれる場合は、直ちに農地所有適格法人の資格を失うというものではありません。

◆6番(金子孝博委員) 当該法人は、野田市で農地所有適格法人として許可されているのですか。

◎事務局(染谷次長) 農地所有適格法人として毎年決算等を提出しています。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

◆8番(小菅委員) 農地造成の完了確認時に周囲の地権者からの意見等がありましたが、それについてはどうなっていますか。

◎事務局(染谷次長) 隣の土地で水稻を行っている耕作者から土砂流出や土砂越境の恐れ、素掘り水路の流末がないなどの問題を要望書として当該法人に提出し、実際に被害が出た場合は誠実に対応します、というやり取りをしたことは確認しています。

○水代会長 その確認についてですが、文書で回答されているのですか。

◎事務局(染谷次長) 近隣耕作者からの要望であり、あくまでも当事者同士のやり取りになります。

○水代会長 当事者同士ということですが、要望書に対して、口約束だけだと、対応しないこともあるので、文書で回答してもらわないと困ることになると思います。

◎事務局(染谷次長) 文書で回答してあると聞いています。

○水代会長 回答してあればいいですが、文書で残しておかないと、周りの地権者もフォローできなくなります。

○水代会長 事業年度の変更についてですが、税理士の都合ということではなく、当該法人の都合が悪いから変更するわけなので、要注意ということです。

○鈴木委員長 現地調査に行ったときは、かなり草が伸びている状況でした。

周りは水稻を耕作しており、カメムシなどの害虫が田へ進入する恐れがあるが、それを防ぐこ

とを考えているか聞いたところ、あまり考えていない状況でしたが、ドローンで防除対策をきちんと行うということを話していました。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第29号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の4ページを御覧ください。

議案第30号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和8年7月13日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、松戸市本町に所在する法人です。

申請地は、駒木台の畑1筆 転用面積1,816平方メートルです。

権利の種類は所有権の移転で、転用目的は系統用蓄電池用地とするものです。

蓄電池事業について簡単に御説明しますと、昼間などの電気の価格が安い時に、電力を購入して蓄電し、夕方や夜など需要の高い時間に電気を販売して、収益を得る事業です。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の3ページから6ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を御報告いたします。

本案については、現地調査および権利者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地は、東武野田線初石駅の北東約1.3キロメートルに位置し、宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地で、おおむね10ヘクタール未満の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請地周辺につきましては、北側は住宅、東側は山林、南側と西側は道路となっています。

権利の種類は売買による所有権の移転で、転用目的は系統用蓄電池を設置しようとするも

のです。

権利者は、松戸市本町に本店を置く株式会社で、事業内容は再生可能エネルギー事業の建設、設計、保守などを行っています。

申請理由については、電力需要の多い住宅街や工場に近く、比較的平坦で埋め立てが発生しない場所を探したところ、地権者の承諾が得られたことから申請があったものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

蓄電池16台、変圧器1台、受変電設備1台を設置する計画です。

土砂等の流出対策については、地盤改良後、砕石敷きとすることで流出を防ぐ計画です。

排水対策については、雨水は自然浸透、汚水は発生しません。

北側には、高さ3.9メートルの防音フェンスを設置し、周囲は高さ1.8メートルのネットフェンスで囲う計画です。

次に、資金計画ですが、土地の価格は1,780万円、整地費と建設費が約2億3,400万円です。

全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

東京電力への接続申込みは済んでおり、他法令につきましては、該当はありません。

申請地の現況につきましては、写真のとおりで休耕状態です。

以上、権利者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、申請理由などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 それでは、私から1点お聞きしますが、この施設で発電するのですか。

◎事務局(染谷次長) 蓄電するもので、発電はしません。

○水代会長 どこからの電気を蓄電するのですか。

◎事務局(染谷次長) 電力市場力から電気を安く買って蓄電し、高くなったら売るものです。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第30号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を、

議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の5ページを御覧ください。

議案第31号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和8年7月13日提出

今月の申請は6件で、いずれも農地造成を伴う一時転用です。

農地造成については、造成工事期間中農地として耕作ができないことから、一時転用の許可申請が必要となるものです。

一時転用許可の審査基準については、

- ・従来の農地より高い利用価値を有する農地に復元できること。
- ・周辺農地の農業生産条件へ悪影響や導水路の分断を招く恐れがないこと。
- ・農地造成の一時転用許可の期間は3年以内とすること。
- ・埋め立て土量の確保の見込みがあること。
- ・搬入される土砂の地質について、安全性が確保できることなどが、基準とされています。

議案の1番から6番については、権利者が同一のため一括して説明いたします。

申請地は、野々下二丁目の現況畑7筆、合計面積8,329平方メートルです。

案内図と計画図については、議案案内図の7ページから10ページにございますので、併せて御参照ください。

権利者は柏市中十余二に所在する法人です。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。

一時転用の期間は、令和11年3月30日までです。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○**水代会長**

本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○**鈴木委員長** 議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」について御報告いたします。

本案については、現地調査と権利者および義務者双方からヒアリングを行っております。

今月の案件は6件ですが、権利者が同一のため一括して説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の北東約1.2キロメートルに位置する現況畑7筆です。

宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地で、おおむね10ヘクタール未満の農地として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は賃貸借で、転用目的は農地造成です。

権利者は、柏市中十余二に本店を置く合同会社で、主な事業内容は、芝生の生産です。

申請理由ですが、申請地は、平成30年に土地改良区が解散し、水田としての利用は困難と

なっています。

また、水はけも悪く、排水の観点からも、現況の高さでの畑作は困難なため、権利者の法人が一回で耕作を行うことを前提に畑として造成するため、申請があったものです。

農地造成後は、当該法人が農地法第3条で申請地を貸借し、芝生の作付け、生産を予定しており、当該法人から作付け誓約書、計画書が添付されています。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

埋立て面積は約8,329平方メートルで、土量は約11,000立方メートルを搬入することです。

農地造成の方法については、現況の表土200ミリをすき取り、場内に保管します。

隣接地から1メートルの離隔を取り、法面を形成、平均約1.5メートル埋め立て、その上に現況の表土を覆土する計画です。

土砂および雨水の流出防止については、法面は30度の安定勾配で仕上げるとともに、法面の上部には小堤を作る計画です。

また、民地との境界にはU字溝と、南東側には集水桝を1か所設置し、隣接する水路に排水する計画です。

土砂の搬出元は、千葉市稲毛区の建設現場です。

なお、土砂の安全性については、地質分析結果証明書および土砂発生元証明書が添付されております。

一時転用の期間は、令和11年3月30日までです。

次に、資金計画につきましては、造成費が700万円です。

自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

他法令につきましては、千葉県の土砂等の埋立て条例と盛土規制法に該当し、現在申請中です。

関係課との協議関係ですが、埋立て条例の事前協議の中で、道路や学校関係者との協議、周辺住民への周知等の協議があり、全て協議が整っているとのことで、協議および届出等が必要な項目については届出書等の写しが添付されております。

最後に、土地所有者に対しては、その責務として、転用事業が行われている間、埋立等事業計画に定められたとおり実施されているかを定期的に把握するとともに、計画どおり実施していないとき、または、その恐れがあるときは、直ちに事業を行う者に対し事業の中止および原状回復を求めるとともに、農業委員会に通報するよう指導いたしました。

以上、権利者および義務者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案についてはそれぞれ許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 私から、お聞きします。

これまで、第1期工事、第2期工事を違う事業者で行ったと思いますが、今回は、どちらを行った事業者ですか。

◎事務局(染谷次長) 第1期工事の事業者です。

○水代会長 何故、第2期工事は別事業者で行ったのですか。

◎事務局(染谷次長) 第1期工事を行っている途中で第2期工事を行なおうとしたわけですが、農地法上は、申請者名を変える必要はありませんでしたが、県の埋立事業の指導で、第2期工事は第1期と同一事業者では認めないということでしたので、農地法についても、県の埋立事業の申請と合わせた申請となったものです。

○水代会長 土砂の搬出元は千葉市稲毛区の建設現場ということですが、土砂の安全性に関する書類は提出されていますか。

◎事務局(染谷次長) 土砂については県の埋立事業に提出する書類である、地質分析結果証明書および土砂発生元証明書が添付されており、安全性を確認しています。

○水代会長 千葉市稲毛区の建設現場からの土砂ということですが、そこは埋立地ですか、地山ですか。

◎事務局(染谷次長) 地山です。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第31号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第32号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第32号

農用地利用集積等促進計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積等促進計画について審議を求める。

令和8年7月13日 提出

今月の申請は4件です。

1番の権利者は、流山市西深井に所在する農地所有適格法人です。

対象となる農地は、西深井の畑1筆、面積は1,034平方メートルです。

利用権の設定期間は、実質更新により5年間で、権利の種類は賃貸借です。

議案案内図は、11ページと12ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案2番から4番の権利者が同一のため一括して説明いたします。

権利者は、流山市西深井にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田2筆と平方の田1筆 合計面積2,048平方メートルです。

利用権の設定期間は、2番は譲受人を変更しての更新、3番は新規、4番は実質更新により5年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図は、13ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第32号「農用地利用集積等促進計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は4件です。

1番は、引き続き5年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は、流山市西深井に本店を置く農地所有適格法人です。

経営面積は約4.1ヘクタール、昨年の売り上げは約3,300万円です。

申請地につきましては、写真のとおりで、現在は休耕中です。

次に、2番から4番については、権利者が同一のため一括して説明いたします。

2番は、譲受人を変更しての更新、3番は新規、4番は引き続き5年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は、流山市西深井にお住まいの方で、職業は農業です。

経営面積は約5ヘクタールです。

年齢は70歳、農業従事日数は280日、農業従事者は2名です。

申請地につきましては、写真のとおりで、作付け済みです。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

本案の2番から4番については、金子孝博委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

金子委員の退席を求めます。

(午後4時53分 金子委員退席)

○水代会長 これより、本案の2番から4番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の2番から4番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第32号の2番から4番については、承認することに決定いたしました。

金子委員の除斥を解きます。

(午後4時54分 金子委員入室)

○水代会長 次に、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第32号の1番については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第33号「生産緑地地区追加指定に係る意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをお開きください。

議案第33号

生産緑地地区追加指定に係る意見について

生産緑地地区追加指定に係る照会が次のとおりあったので、意見を求める。

令和8年7月13日提出

本件は6月に、市の都市計画課において、生産緑地追加指定の申請受付が1件あり、生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市長から当該土地が生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当しているのかどうか農業委員会に意見を求められたものです。

申請者は、流山市加五丁目にお住まいの方です。

申請地は、おおたかの森東二丁目の登記地目 宅地1筆 面積50.05平方メートルです。

議案案内図は、14ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第33号「生産緑地地区追加指定に係る意見について」御報告いたします。

今月は1件の申請について照会がありました。

本案につきましても、現地調査を行っております。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北東約700メートル位置しています。

現地の状況ですが、投影している写真のように作付け済みの状態でした。

以上、現地調査を基に審査を行ったところ、申請のあった土地は生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当していることを確認したため、その旨を市に回答するという結論に達しま

した。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 この場所は、いままで出入り口に使っていたようですが、今後の出入り口はどこになるのですか。

◎事務局(染谷次長) いままで、北側の居宅への出入り口として利用していましたが、居宅を取り壊してマンションとなり、そこへは北西側道路から出入りしているため、当該出入り口が不要となったことから、隣接農地と一体として利用しているものです。

○水代会長 わかりました。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、農地と回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第33号については、農地と回答することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、報告第23号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第23号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和8年7月13日報告

今月の生産緑地の斡旋依頼は3件です。

1番と2番は、令和8年5月総会で「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で承認をいただきました方の農地です。

議案案内図は、15ページにございますので、併せて御参照ください。

3番も、令和8年5月総会で「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で承認をいただきました方の農地です。

議案案内図は、16ページにございますので、併せて御参照ください。

今後、買取り申出から3か月が経過する日までに、買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることになります。

今月の報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第24号「電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページをお開きください。

報告第24号

電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について

農地法施行規則第29条第14号および第53条第12号に規定する事業について、次のとおり事業計画書が提出されたので報告する。

令和8年7月13日報告

本件は、農地法の許可が不要な案件のうち、農地法施行規則第29条第14号にあります「電気事業者の行う送電用電気工作物等」については、農林水産省の通知により、事業計画書を提出することとなっているため、提出されたものです。

今回は、西深井にあります、既存の特別高圧送電線の鉄塔部材取替工事を行うものです。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の17ページと18ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第25号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。
染谷次長。

◎染谷次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第25号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和8年7月13日報告

今月の工事完了報告は2件です。

1番は、令和7年10月の総会で審議がなされ、令和7年11月17日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の19ページと20ページにございます。

5月28日に石井委員と鈴木委員に現地を確認いただきました。

また、現地確認した際の写真は、スライドにしておりますので、併せて御参照ください。

2番は、令和7年6月の総会で審議がなされ、令和7年6月16日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の21ページと22ページにございます。

6月5日に山崎委員、中嶋委員、矢口委員に現地を確認いただきました。

また、現地確認した際の写真は、スライドにしておりますので、併せて御参照ください。

今月の報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 最後に、報告第26号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の13ページをお開きください。

報告第26号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年7月13日報告

はじめに1. の農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。

今月の報告は、1件、5筆、合計面積1,474平方メートルです。

次に2. の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の報告は、2件、2筆、合計面積955平方メートルです。

最後に3. の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の報告は、9件、47筆、合計24,916.98平方メートルです。

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、農地法第4条・第5条届出の集計表を御覧ください。

第4条は、住宅用地が2件です。

第5条は、マンションの区分所有を除く住宅用地が7件、マンションの区分所有が1件、工鉱業用地が1件の計9件の届出がありました。

今月の報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和8年第7回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後5時5分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和8年7月13日

流山市農業委員会 会長

水沢啓司

流山市農業委員会 委員

鈴田徹

流山市農業委員会 委員

矢口優子